

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石川 修

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 道の駅西山公園
(2)指定管理者 株式会社ネクサス富士屋
(3)施設の所管課 都市整備部公園住宅課
- 3 監査の期日 調査期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで
監査委員による監査期日 令和7年12月18日(木)
- 4 監査の範囲 令和6年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか。また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 6 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用促進のための努力はされているか。
 (4)経費の縮減は図られているか。
 (5)施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設管理に係る各種規程は整備されているか。
 (7)利用促進および利用者サービスの向上に努めているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施設名	道の駅西山公園
所在地	鯖江市桜町3丁目950番
竣工時期・面積等	竣工日：平成26年3月5日 敷地面積：7,750㎡、建築面積683.49㎡、延床面積785.75㎡ 鉄骨造2階建 (1階) 特産品販売施設、飲食提供施設、多目的施設、公衆トイレ、休憩・情報提供施設、案内所 (2階) 地域交流施設等、事務室 (屋外) 自動販売機置場、イベント広場、緑地帯、エレベーター塔、歩道橋、電気自動車充電器 (駐車場) 小型車76台、大型車9台 入居施設：案内所(鯖江観光協会)
指定管理開始日	平成26年4月1日
指定管理選定方法	公募

2 指定管理者の概要

名称	株式会社ネクサス富士屋
代表者	代表取締役 湧口 満弘
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日(2期目：1年次)
指定管理料	無(施設類型：収益事業型)

3 施設の利用状況〔令和6年度〕

(単位:人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来場者数	52,707	51,069	21,782	20,266	27,126	27,470	33,148	35,312	15,374	17,905	12,587	26,911	341,657
利用者数	18,216	18,325	10,685	10,727	13,954	12,945	15,881	15,669	6,866	7,254	5,142	11,702	147,366
物 販	9,819	9,735	5,506	5,733	7,298	6,411	7,757	8,297	4,394	3,909	2,893	6,026	77,778
飲 食	8,381	8,520	5,163	4,961	6,636	6,532	8,109	7,356	2,442	3,332	2,235	5,656	69,323
交流室	16	70	16	33	20	2	15	16	30	13	14	20	265

4 収支決算書〔令和6年度〕

収入

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	差引額	内 容
施設運営収入	80,000,000	119,874,023	39,874,023	
利用料金収入	1,500,000	1,399,708	△ 100,292	貸し部屋料金、飲食コーナー賃料
受託事業収入	78,500,000	118,474,315	39,974,315	仕入商品の売上等
企画事業収入	2,600,000	2,829,088	229,088	
その他	2,600,000	2,829,088	229,088	自販機、イベント、店頭販売
助成金・給付金	0	0	0	
営業継続負担金	820,000	0	△ 820,000	
指定管理料	0	0	0	
収入合計①	83,420,000	122,703,111	39,283,111	

支出

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	内 容
管理運営費用	83,320,000	122,147,474	38,827,474	
人件費	15,300,000	18,027,691	2,727,691	職員3名、パート・アルバイト等7名
消耗品費	960,000	1,248,570	288,570	事務用品
光熱水費	6,460,000	6,277,718	△ 182,282	水道、電気料
修繕費	800,000	653,370	△ 146,630	施設等修繕
通信運搬費	420,000	488,608	68,608	電話料、ケーブルTV等
保険料	290,000	237,150	△ 52,850	賠償保険、自動車保険
委託料	6,600,000	6,014,530	△ 585,470	事務費、清掃、警備等
使用料・賃借料	1,020,000	1,030,660	10,660	リース料等
広報費	600,000	792,977	192,977	ラジオCM、雑誌掲載料
その他	2,570,000	2,242,006	△ 327,994	各種手数料、雑費等
受託事業費	48,300,000	85,134,194	36,834,194	物販物等仕入資金
企画事業経費	0	0	0	
その他	100,000	81,338	△ 18,662	
公租公課	100,000	81,338	△ 18,662	消費税、法人税等
納付金	0	0	0	
支出合計②	83,420,000	122,228,812	38,808,812	
収支差額①-②	0	474,299	474,299	

第3 監査の結果

道の駅西山公園の指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、一部の改善事項を除き、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、改善事項は下記のとおりであり、留意すべき軽微な事務処理上の事項については口頭にて改善を促した。

1 指摘事項

記載すべき事項なし

2 改善事項

(1) 施設および設備の維持管理業務について【指定管理者・所管課】

業務仕様書第3のⅡ「施設および設備の維持管理業務」について、各種点検等の頻度等に関して、業務仕様書に規定された内容と異なる項目が見受けられる。指定管理者と所管課で、点検業務の内容および回数を精査・協議されたい。

(2) 施設維持管理計画について【指定管理者】

業務仕様書に定める施設維持管理計画の作成および提出が行われていない。施設の適切な維持管理を確保するため、施設維持管理計画を作成し、市へ提出すること。また、事業報告書により施設設備維持管理状況を市へ報告すること。

3 意見

(1) 管理運営業務の報告について【指定管理者・所管課】

業務仕様書、事業計画書（収支予算書）および事業報告書（収支決算書）において、自主事業等の記載方法に統一性がない。成果報告や履行確認をより明確にし、今後も透明性の確保に努められたい。